【北海道の例－道人事委員会規則（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）】

別表第１　級別標準職務表（第３条関係）

ア　行政職給料表級別標準職務表（６級まで）

|  |  |
| --- | --- |
| 職務の級 | 標準的な職務 |
| １級 | 定型的な業務を行う職務 |
| ２級 | 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 |
| ３級 | １　本庁の主査の職務 |
| ２　総合振興局又は振興局の係長の職務 |
| ３　教育庁の主査の職務 |
| ４　警察本部の係長の職務 |
| ５　議会事務局の主査の職務 |
| ６　監査委員事務局の主査の職務 |
| ７　人事委員会事務局の主査の職務 |
| ８　労働委員会事務局の主査の職務 |
| ９　出先機関の係長の職務 |
| 10  困難な業務を処理する主任又は専門員の職務 |
| ４級 | １　本庁の困難な業務を処理する主査の職務 |
| ２　総合振興局又は振興局の困難な業務を処理する係長の職務 |
| ３　教育庁の困難な業務を処理する主査の職務 |
| ４　警察本部の困難な業務を処理する係長の職務 |
| ５　議会事務局の困難な業務を処理する主査の職務 |
| ６　監査委員事務局の困難な業務を処理する主査の職務 |
| ７　人事委員会事務局の困難な業務を処理する主査の職務 |
| ８　労働委員会事務局の困難な業務を処理する主査の職務 |
| ９　出先機関の課長又は困難な業務を処理する係長の職務 |
| 10  特に困難な業務を処理する主任又は専門員の職務 |
| ５級 | １　本庁の主幹又は特に困難な業務を処理する主査の職務 |
| ２　総合振興局又は振興局の課長又は特に困難な業務を処理する係長の職務 |
| ３　教育庁の主幹又は特に困難な業務を処理する主査の職務 |
| ４　警察本部の困難な業務を処理する課長補佐又は特に困難な業務を処理する係長の職務 |
| ５　議会事務局の主幹又は特に困難な業務を処理する主査の職務 |
| ６　監査委員事務局の主幹又は特に困難な業務を処理する主査の職務 |
| ７　人事委員会事務局の主幹又は特に困難な業務を処理する主査の職務 |
| ８　労働委員会事務局の主幹又は特に困難な業務を処理する主査の職務 |
| ９　出先機関の相当困難な業務を処理する課長又は特に困難な業務を処理する係長の職務 |
| 10  出先機関の出張所等の困難な業務を処理する長の職務 |
| ６級 | １　本庁の課室長又は困難な業務を処理する主幹の職務 |
| ２　総合振興局又は振興局の困難な業務を処理する課長の職務 |
| ３　教育庁の課室長又は困難な業務を処理する主幹の職務 |
| ４　警察本部の課室長又は特に困難な業務を処理する課長補佐の職務 |
| ５　議会事務局の困難な業務を処理する主幹の職務 |
| ６　監査委員事務局の困難な業務を処理する主幹の職務 |
| ７　人事委員会事務局の困難な業務を処理する主幹の職務 |
| ８　労働委員会事務局の困難な業務を処理する主幹の職務 |
| ９　出先機関の長又は困難な業務を処理する課長の職務 |
| 10  出先機関の出張所等の特に困難な業務を処理する長の職務 |